

◇退職後の健康保険の種類と手続き◇

種 類	任意継続被保険者	特例退職被保険者	国民健康保険	親族の被扶養者になる
標準報酬月額	410,000円 ※退職時の標準報酬月額が41万より低い場合は、低いほうの標準報酬月額が、そのまま使用されます。	280,000円	なし	なし
保 険 料	<p>■37,720円(一ヶ月)</p> <p>40歳以上65歳未満(被扶養者含む)は介護保険料6,150円プラスされ</p> <p>合計 43,870円</p> <p>※65歳になると介護保険料の徴収窓口は市区町村にかわり、原則年金からの天引きとなります。 (65歳未満の被扶養者がいる場合は当健保からも徴収します。)</p> <p>※国民健康保険と比べて割高になる場合もあります。</p> <p>◇前納制度もあり</p> <p>別紙参照。</p>	<p>■25,760円(一ヶ月)</p> <p>40歳以上65歳未満(被扶養者含む)は介護保険料4,200円プラスされ</p> <p>合計29,960円</p> <p>※65歳になると介護保険料の徴収窓口は市区町村にかわり、原則年金からの天引きとなります。 (65歳未満の被扶養者がいる場合は当健保からも徴収します。)</p> <p>※国民健康保険と比べて割高になる場合もあります。</p> <p>◇前納制度もあり</p> <p>別紙参照。</p>	<p>■居住の市区町村によっても異なる。 (詳しくは市区町村窓口へ)</p> <p>■前年度収入をもとに算出されます。</p>	<p>■保険料の負担はありません。</p>
加入手続	<p>■退職日の翌日から20日以内に行う。その後健保から保険料納付書が送付されるので、それに基づいて保険料の振込みを行う。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回保険料に資格取得申請書を添えて提出。 <p>※退職日より前の申請は受け付けません。上記のとおり20日以内に申請すれば、資格喪失日(退職日の翌日)が資格取得日となります。</p>	<p>■退職日の翌日から20日以内に行う。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得申請書 ・年金証書(写) ※申請時にそろわないときは後日。 ・預金口座振替依頼書 ・住民票(加入者全員) <p>※退職日より前の申請は受け付けません。上記のとおり20日以内に申請すれば、資格喪失日(退職日の翌日)が資格取得日となります。</p>	<p>■資格喪失日(退職日の翌日)から14日以内に居住地の市区町村役所にて手続きを行う。</p> <p>※事前に市区町村役所にて、保険料や必要書類の確認・届出方法、納付方法など確認しておくことをお勧めします。</p>	<p>■加入先の健康保険組合の認定基準をみたしていることが前提です。事前に確認しておくことをお勧めします。</p>

◇健康保険料前納制度について◇

1 保険料前納制度とは

◆健康保険料前納制度とは一括して前納することにより保険料の割引を適用するものです。前納できる期間は下記のとおりです。保険料額については別紙の前納保険料額表を参照して下さい。

- ① 4月分から9月分までの半年間
- ② 4月分から翌年3月分までの1年間
- ③ 上記期間中で資格を取得した月から9月分または3月分まで
- ④ 期間満了で資格を喪失するのが明らかな場合は、喪失月の前月分まで

2 納付期限について

◆加入後、初めての振込は『保険料納付書』の納付期限まで、その後は、前納する期間の前月末までとなっております。
納付期限を過ぎると前納できなくなりますのでご注意ください。

3 注意事項

- ① 前納した保険料は以下の脱退・喪失事由以外返還できません

ア・就職し他健保の資格を取得した場合（国民健康保険を除く）
イ・死亡した場合

- ② 資格取得月は割引が適用されません

◇ご不明な場合は健康保険組合までお問合せください◇

『前納保険料額表』

平成30年4月1日
トーエネック健康保険組合

健康保険料						介護保険料				
標準報酬 月額	保険料	6ヶ月 累 計	6ヶ月 前 納	1 年 累 計	1 年 前 納	保険料	6ヶ月 累 計	6ヶ月 前 納	1 年 累 計	1 年 前 納
58,000	5,336	32,016	31,652	64,032	62,690	870	5,220	5,160	10,440	10,221
68,000	6,256	37,536	37,110	75,072	73,499	1,020	6,120	6,050	12,240	11,983
78,000	7,176	43,056	42,567	86,112	84,307	1,170	7,020	6,940	14,040	13,745
88,000	8,096	48,576	48,024	97,152	95,116	1,320	7,920	7,830	15,840	15,508
98,000	9,016	54,096	53,482	108,192	105,924	1,470	8,820	8,719	17,640	17,270
104,000	9,568	57,408	56,756	114,816	112,410	1,560	9,360	9,253	18,720	18,327
110,000	10,120	60,720	60,030	121,440	118,895	1,650	9,900	9,787	19,800	19,385
118,000	10,856	65,136	64,396	130,272	127,542	1,770	10,620	10,499	21,240	20,794
126,000	11,592	69,552	68,762	139,104	136,189	1,890	11,340	11,211	22,680	22,204
134,000	12,328	73,968	73,128	147,936	144,836	2,010	12,060	11,923	24,120	23,614
142,000	13,064	78,384	77,494	156,768	153,482	2,130	12,780	12,634	25,560	25,024
150,000	13,800	82,800	81,859	165,600	162,129	2,250	13,500	13,346	27,000	26,434
160,000	14,720	88,320	87,317	176,640	172,938	2,400	14,400	14,236	28,800	28,196
170,000	15,640	93,840	92,774	187,680	183,747	2,550	15,300	15,126	30,600	29,958
180,000	16,560	99,360	98,231	198,720	194,555	2,700	16,200	16,015	32,400	31,720
190,000	17,480	104,880	103,689	209,760	205,364	2,850	17,100	16,905	34,200	33,483
200,000	18,400	110,400	109,146	220,800	216,172	3,000	18,000	17,795	36,000	35,245
220,000	20,240	121,440	120,061	242,880	237,790	3,300	19,800	19,575	39,600	38,770
240,000	22,080	132,480	130,975	264,960	259,407	3,600	21,600	21,354	43,200	42,294
260,000	23,920	143,520	141,890	287,040	281,024	3,900	23,400	23,134	46,800	45,819
280,000	25,760	154,560	152,804	309,120	302,641	4,200	25,200	24,913	50,400	49,343
300,000	27,600	165,600	163,719	331,200	324,259	4,500	27,000	26,693	54,000	52,868
320,000	29,440	176,640	174,634	353,280	345,876	4,800	28,800	28,472	57,600	56,392
340,000	31,280	187,680	185,548	375,360	367,493	5,100	30,600	30,252	61,200	59,917
360,000	33,120	198,720	196,463	397,440	389,110	5,400	32,400	32,031	64,800	63,441
380,000	34,960	209,760	207,377	419,520	410,728	5,700	34,200	33,811	68,400	66,966
410,000	37,720	226,320	223,749	452,640	443,153	6,150	36,900	36,480	73,800	72,253

※特例退職被保険者の標準報酬月額は280,000円です。(平成30年度)

※任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は410,000円です。(平成30年度)